

お客様各位

いつも弊社製品を愛顧賜り、誠にありがとうございます。

さて、弊社製昇降機の乗場扉にオプションで設置される遮煙乗場ドアについて、弊社では、2005年12月1日の防火設備に関する告示の改正(平成17年12月1日国土交通省告示第1392号)に伴い、旧来の大臣認定番号に替えて、新たな大臣認定番号を取得しております。

告示改正前の旧大臣認定番号と、告示改正後の新大臣認定番号は、同部品かつ同性能のものでありますので、下記のとおり、乗場ドア側面のラベルを、新大臣認定番号が記載されたラベルへ貼替えいただきますようお願い申し上げます。

記

【ラベルの貼替え】

弊社と昇降機保守点検契約をご契約のお客様については、弊社技術員が保守点検作業時に貼替えをさせていただきますので、特段のご対応は不要です。

弊社と昇降機保守点検契約をご契約でないお客様については、乗場ドア側面にラベルが貼付けてあるかご確認いただき、当該ラベルに対象となる大臣認定番号が記載されている場合は、下記お問い合わせフォーム等より、弊社にご連絡をお願いいたします。現行の大臣認定番号が記載されたラベルを無償で送付させていただきます(※1、※2)。

なお、ラベルの貼替えを行わずにご使用いただいても問題ありませんが、定期検査では『既存不適格』の判定になりますのでご注意ください。

※1 乗場ドアが2枚横開き且つ間口1200mm以上の物件に対しましては扉閉速度の調整が必要になりますので、弊社技術員が無償出向対応いたします。

※2 ラベルの貼替え作業はお客様にてご対応ください。

【貼替え作業の注意事項】

ラベル貼替えは、安全のためエレベーターを休止し、必ずドアを開放した状態で行ってください。

【貼替え対象となる大臣認定番号】

- ・CAS-0046
- ・CAS-0069
- ・CAS-0115

【貼替え後の大臣認定番号】

- ・CAS-0212

【お問い合わせフォーム等】

- [問い合わせフォームへのリンク](#)

- フォームのQRコード

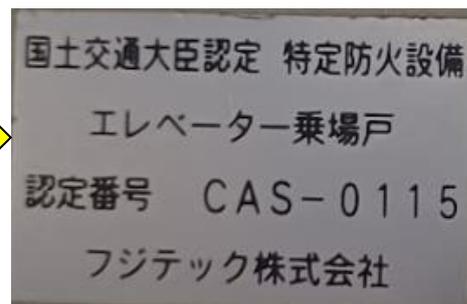
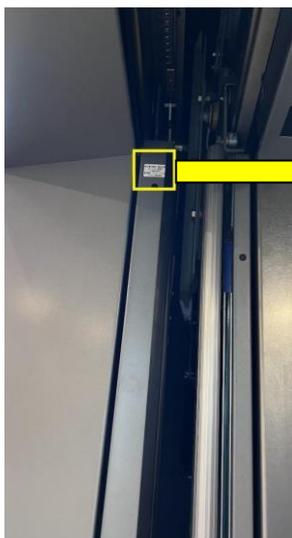


- フォームのアドレス

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSftF_72il0me3t8XRRBvygR0GTzk0DHLtNFn5fSCKGaF6bKUg/viewform

※Googleアカウントをお持ちでない方もご利用いただけます。

【ラベル貼付け箇所及びラベル例】



(貼替え対象番号: CAS-0046・0069・0115)

※乗り場ドアの上部に貼付けられています

写真は2枚(中開き)タイプになります

以上